

【家庭保存版】◎紛失や破棄なさらないようご注意ください

保護者様

令和2年6月15日

京都市立翔鸞小学校
校長 二宮 靖男

台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は本校教育推進にご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。
本校におきましては、台風等により京都市に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合や、京都市に震度5弱以上の地震があった場合は以下の措置をとらせていただきます。
地震（震度5弱以上）が起こったり、台風が接近したりするございましたら、テレビ・ラジオ等の報道に注意していただきますようお願いいたします。（「大雨警報」や「洪水警報」の場合は、休業にはなりません。ご注意ください。）

京都市に「暴風警報」または「特別警報」が発令された

●登校前に「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合

- (1) 「暴風警報」「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合には、以下の措置をとります。
- ・午前 7時までに解除になった場合・・・平常授業
 - ・午前 9時までに解除になった場合・・・3校時（10時40分）から始業 ※給食あり
 - ・午前11時までに解除になった場合・・・5校時（13時30分）から始業 ※給食中止
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業
- (3) 「特別警報」が解除された場合には、以下の措置をとります。
- ・午前 0時（夜中）までに解除になった場合
　　・・・当日は5校時（13時30分）から始業 ※給食中止
 - ・午前 0時（夜中）現在、警報発令中の場合
　　.....当日は臨時休業

京都市に震度5弱以上の地震が発生した

●登校前に京都市に震度5弱の地震が発生した場合

- (1) 下校後から翌日の登校までに、震度5弱以上の地震が発生した場合
　　・・・当日は臨時休業
- (2) 休業日、あるいは休業前日に震度5弱以上の地震が発生した場合
　　・・・原則として休業明けの登校日は臨時休業
例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、次の月曜日は休業。
ただし、安全が確保できる場合は、授業を実施することができます。その際は、メール配信、ホームページ等により連絡します。

学校にいる時に警報が発令された、または地震が発生した

●「暴風警報」「特別警報」が発令、または震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・途中で授業を中止し、臨時休業とします。
- ・メール配信、ホームページ等で保護者の方のお迎えを要請します。
- ・「緊急時持ち出しカード」に書かれている通りに対応します。
 - ①学校で保護者の方のお迎えを待つ。
 - ②集団下校で自宅に帰る。
 - (自宅ではない別の場所に帰る。)

} 確認しておいてください。

（その他）

- ・「暴風警報」や「特別警報」などの対象地域が、「京都市」と呼ばれる場合、「京都府南部」や「京都・亀岡地域」と呼ばれる場合があります。
- ・給食の準備が進んでいる時は、給食を食べてから下校する場合があります。
- ・暴風警報の発令が予想される日は、その日の保護者の方の動き（家に在宅、外出するが○時に帰宅するなど）をお子さんとお確かめください。
- ・大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合には、メール配信、ホームページでお知らせいたします。
- ・臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて、メール配信・ホームページでお知らせします。

このお知らせはホームページにも掲載しています。